

令和 4 年度第 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 8 月 2 日

担当部・課：保健福祉部総合相談センター〔内線 2 5 3 2〕

① 件 名
石巻市子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背 景】</p> <p>保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で適切に保護する子育て短期支援事業(ショートステイ事業等)について、令和 3 年度の児童福祉法の改正により、市町村が児童養護施設等を介さずに直接里親に委託することが可能となった。</p> <p>【目 的】</p> <p>ショートステイ事業等を実施することにより、子育て家庭を支援するとともに子育てしやすいまちづくりの推進、児童福祉の向上を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 2 期石巻市子ども未来プラン【第 2 期石巻市子ども・子育て支援事業計画】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 4 月 改正児童福祉法施行</p> <p>9 月 みやぎ里親支援センターけやきから事業説明</p> <p>令和 4 年 2 月 上記センターからの 2 回目の事業説明</p> <p>5 月 受入れ里親の家庭訪問（事業内容説明、実態調査）市内 3 件、涌谷町 1 件</p>
⑤ 主な内容
<p>里親によるショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する。</p> <p>※石巻市内の登録里親 2 6 世帯のうち、子育て短期支援事業の受入れ可能登録里親は 3 世帯及び涌谷町に 1 世帯</p> <p>1 対 象</p> <p>市内に住所を有する生後 6 か月以上から 1 8 歳未満の児童(1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日まで)</p> <p>2 事 由</p> <p>対象となる児童を養育する保護者等が次の事由に該当するとき</p> <p>(1) ショートステイ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者の疾病、ケガ、入院等 ・育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 <p>(2) トワイライトステイ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務が夜間におよぶとき ・恒常的に夜間に残業があるとき ・その他市長が特に必要があると認めたとき

<p>3 利用期間</p> <p>(1) ショートステイ事業：1回につき原則7日以内。特に認めた場合、必要最小限の延長可能。 ※ただし、同一月内においては10日間限度</p> <p>(2) トワイライトステイ事業：平日、午後5時から午後10時まで</p> <p>4 事業費、利用者負担等 ※事業費、利用者負担は別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担金は、児童を里親に送り届けたときに支払う。利用者負担金を差し引いた委託料を市から里親に支払う。 ・追加費用がある場合は、児童引き取りの時に里親に支払う。 ※追加費用例・・・保護者が持参しなかったためやむを得ず里親が購入した着替え、オムツ、日用品などの費用、医療機関に受診した場合の費用（医療費、薬代、交通費等） <p>5 利用申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日の2か月前から7日前までの間に申し込む。（緊急時は除く。） ・申し込み先・・・保健福祉部総合相談センター <p>6 里親とのマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からみやぎ里親支援センターけやきに連絡し、同センターが受け入れ里親の調整を行う。けやきからの調整結果を受けて市から利用者に決定通知をする。 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親への児童の送迎は保護者が行う。 ・里親が預かった児童を保育所、小学校、児童クラブ等に送迎することは可能（要相談） 				
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】</p> <p>本事業の実施により、保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を里親が預かることで、養育不安の解消、安全安心な児童の保護が図られ、子育て家庭を支援するとともに児童福祉の向上に寄与する。</p> <p>【市財政への負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算：令和4年度利用件数見込み ショートステイ40日分、トワイライトステイ40日分 ・令和4年度予算(9月補正予算計上額) 600千円（10月～3月見込み額） ・子ども・子育て支援交付金対象事業 補助率2/3(国1/3、県1/3) (※事業費から利用者負担金を控除した金額が補助対象) <table> <tr> <td>国県補助金概算見込み額</td> <td>600千円 × 2/3 = 400千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源見込み額</td> <td>600千円 - 400千円 = 200千円</td> </tr> </table>	国県補助金概算見込み額	600千円 × 2/3 = 400千円	一般財源見込み額	600千円 - 400千円 = 200千円
国県補助金概算見込み額	600千円 × 2/3 = 400千円			
一般財源見込み額	600千円 - 400千円 = 200千円			
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>令和4年度から岩沼市、大河原町が事業実施中 ※仙台市、気仙沼市においては、児童養護施設において実施中</p>				
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <table> <tr> <td>令和4年9月</td> <td>市議会第3回定例会に関係補正予算について提案 実施要綱制定(施行予定年月日：令和4年10月1日) 関係機関・関係各所へチラシ等配布、市報、ホームページにてPR</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>事業開始</td> </tr> </table>	令和4年9月	市議会第3回定例会に関係補正予算について提案 実施要綱制定(施行予定年月日：令和4年10月1日) 関係機関・関係各所へチラシ等配布、市報、ホームページにてPR	10月	事業開始
令和4年9月	市議会第3回定例会に関係補正予算について提案 実施要綱制定(施行予定年月日：令和4年10月1日) 関係機関・関係各所へチラシ等配布、市報、ホームページにてPR			
10月	事業開始			
<p>⑨ その他</p>				

別紙

・事業に要する費用の額 (里親への委託料) (対象児童1人あたり日額)

区 分	2歳未満児	2歳以上児
ショートステイ	10,700円	5,500円
トワイライトステイ	1,500円	
学校等への送迎	1,860円	

・ショートステイ事業：利用者が負担すべき費用の額 (対象児童1人あたり日額)

区 分		2歳未満児	2歳以上児
ひとり親世帯	生活保護法受給世帯	0円	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	生活保護受給世帯	0円	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	その他の世帯	5,350円	2,750円

・トワイライトステイ事業：利用者が負担すべき費用の額 (対象児童1人あたり日額)

区 分		平 日
ひとり親世帯	生活保護受給世帯	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	300円
その他の世帯	生活保護受給世帯	0円
	当該年度分の市民税非課税世帯	300円
	その他の世帯	750円

・送迎費用 (対象児童1人あたり日額)

区 分	住民税課税世帯	住民税非課税世帯
ひとり親世帯等	0円	0円
その他の世帯	500円	0円